

令和6年4月

各位

鹿児島県保健福祉部障害福祉課長

「事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化」について（情報提供）

障害福祉施策の推進については、日頃から御理解、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年に改正された障害者差別解消法により、本年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、チラシを送付いたしますので、参照していただき、御対応くださいますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

障害者くらし安心相談窓口

（鹿児島県障害者権利擁護センター）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL: (099)-286-5110

FAX: (099)-286-5558

e-mail: k-anshin1@pref.kagoshima.lg.jp